

**Q : 7 チャーター便利用の場合の『燃油サーチャージ』の
表示について**

チャーターや臨時便のときに「燃油サーチャージをキャリアが徴収しない。」
ケースがあります。（「航空各社が国土交通省航空局に申請し認可を受ける」の
が燃油サーチャージですので、その申請をキャリアがしない、ということです。）

この場合、パンフレットの表紙などに「燃油サーチャージは徴収いたしません。」との表記は問題ないでしょうか。

A :

この表現ですと、パンフレットの主語は旅行企画実施会社となりますので、本来かかる燃油サーチャージを旅行会社が負担するのでお客様からは徴収しませんというように読めてしまい、有利誤認のおそれがあります。

「燃油サーチャージは不要」など「燃油サーチャージがかかりません」という意味合いの表現を用いてください。

【規約第5条（7）関係、規則第6条（1）ウ】

【規約第5条（9）関係、規則第8条、運用基準2（40）】

【規約第14条（8）】